

呼びかけ

**“後期高齢者医療制度「不服審査請求」一万人運動”を展開して、  
人間の尊厳を否定するこの制度を必ず中止・撤回させましょう！**

今、日本列島は怒りに包まれています。

姥捨山よりもひどい「後期高齢者医療制度」は、“長寿”などと名前だけ変えても、人間の尊厳を否定する制度の中身は何ら変わるものではなく『一時的な一部凍結』『見直し』や『説明不足を補う』事などで解決されるものでもありません。

わたしたちは四月からの一方的な年金天引きや年齢での強制的な保険脱退と加入などに対して政府・厚生労働省、そしてこの制度を強行採決した自民・公明両党に対して満身の怒りを込めて抗議します。そしてこの制度を必ず中止・撤回させるまで運動を展開し続けます。

薬害訴訟や青空裁判、原爆症認定訴訟など、この間の国民のたたかいと勝利は当事者が立ち上がる中で世論が盛り上がり、かちとられてきました。今こそ「後期高齢者」などと政府に差別された当事者と、すべての国民が立ち上がり声をあげる時です。

わたしたちはこれまでも、地域訪問や学習会、署名・宣伝行動や集会、議員要請など後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める取り組みを各地で旺盛にすすめてきました。そしてこのたたかいの中で組織を330万まで発展させ、それまでつながりのなかった様々な組織や個人との共同も広げてきました。今こそ、全日本民医連330万共同組織の連帯と団結と友情の力を更に発揮する出番の時です。

第38期全日本民医連共同組織活動交流全国連絡会は、当面する重点として以下の行動を呼びかけます。

1．全日本民医連から提起された、“後期高齢者医療制度不服審査請求一万人運動”を積極的に受け止め、地域・患者・友の会・組合員などに呼びかけ当事者の声を運動にしていきましょう。

2．330万共同組織の豊かな活動交流とタイムリ-で役立つ情報満載の『いつでも元気』を、この運動の中でも大きく広げ、組織の質的な強化もすすめていきましょう。同様に、新しく作成されたいつでも元気別冊『共同組織の日常活動』の5万冊の普及と学習も大いに広めていきましょう。

以上、呼びかけます。

2008年5月10日

第38期第一回全日本民医連共同組織活動交流全国連絡会

# 不服審査請求書とは何か？どのように書いたら良いのか？

## 1. 不服審査請求の内容と目的（Q & A方式で）

### 問1 不服審査請求とは何ですか？

「行政が決めたことについて、例え違法でなくても不服があるときに、その当・不当を争う権利です」

### 問2 不服審査請求をするにはどうしたらいいですか？

「『保険料通知』を受け取った日の翌日から60日以内に、審査請求書を出すだけでいいんです」

### 問3 不服審査請求をすることによって不利益はありませんか？

審査請求は権利であり、不利益になることはありません。

不服審査請求は、法律に則った権利の行使です。だから、仮に不服審査請求が棄却されたからといって、請求人に対して何の不利益もありませんし、何の制裁もありません。お金も一切かかりません。不服審査請求は、保険料納入を拒否する「実力行使」とは全く性格が違います。後期高齢者医療制度のサービスを受けている方を含めて、保険料に異議のある方、「納得ができない」という方なら誰でも安心してできる制度です。わが国にはまだまだ「お上（役所）」に文句を言うのは何か「怖い」ことであるかのような風潮があります。しかし、主権者は国民であり、行政はその負託を受けているに過ぎません。行政が一方的に決めた保険料について、法に則り正当な手続きで審査請求をすることに有形無形の圧力をかけるようなことがあれば、それは国民の権利への侵害です。堂々と権利を行使しましょう！

### 問4 審査請求をしてどんな意義や効果があるのでしょうか？

後期高齢者医療制度医療保険料等への不服審査請求を通して、後期高齢者医療制度の問題点を社会的にアピールして、改善につなげることができます。

後期高齢者医療制度の不服審査請求では、法律や条例に基づいて、適正に保険料の賦課・徴収処分がなされたか否かをなど、法令の適用に問題がなかったかどうかを審査するにとどまり、後期高齢者医療制度の不当性・違法性までを審査してはくれないでしょう。しかし、多くの方が不服審査請求を起こして、その問題点を具体的に訴えることによって「後期高齢者医療制度は欠陥の多い制度だ」ということを行政に訴え、社会的にアピールできます。そのことによって、制度の抜本的な改善へつなげていくことができます。それが私たちの運動の目的です。

## 【行政不服審査法】第1条

この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申し立てのみちをひらくことによって、簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

## 2. 審査請求書の書き方

(1)別紙・ひな型にあるような、審査請求書をつくり、必要事項を記入して押印します。正副、同じものを**2通作って**ください。理由は参考例ですが、このまま使っても構いません。

\*記入などの誤りがあっても無効にはなりません。補正箇所を指摘して送り返してくれます。

(2)口頭意見陳述を求めることを記載して下さい。

口頭意見陳述の場が後日連絡されます。その場で、「思い」を全て話すことができます。

(3)代理人の選任

代理人を何人でも選任することができます。代理人は誰でもなれます。代理人は、口頭意見陳述の場で、口頭意見陳述することができます。

**代理人の印も正・副2通必ず押印下さい。**

(4)提出先は、お住まいの都道府県の後期高齢者医療審査会です。\*提出は郵送でも出来ます。

(5)提出の期限は、「処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内」です。

(6)審査請求書を提出してから数日たつと、後期高齢者医療制度広域連合の「弁明書」が審査会を通して、審査請求した人に送られてきます。この弁明書をよく読んで、これに対する「反論書」を書いて、審査会に提出します。

(7)審査会は、「審査請求書」「弁明書」「反論書」、意見陳述がある場合は、その「陳述」を審査して結論(裁決)を出します。裁決は、以下の3つです。 処分を取り消す。 却下：審査請求自体が不適法(いわゆる門前払い)な場合。 棄却：審査請求に理由がないとき。すなわち、処分が適法・適正である場合。

\*裁決に不服があるとき行政不服審査法では、1級上の処分庁、国・大臣に対して「再審査請求」できることになっていますが、後期高齢者医療制度の場合は、一審制ですから、再審査請求はありません。したがって、裁決に不服があるときは、処分の取り消しを求めて、行政事件訴訟を起こすことになります。

審査請求人 \_\_\_\_\_ 印

## 後期高齢者医療制度保険料にかかわる審査請求書

1. 審査請求人氏名住所

氏名 ( ) 才

郵便番号 〒

住 所

電 話 ( ) -

被保険者番号

2. 審査請求に係る処分

県後期高齢者医療広域連合長が、2008 年 4 月 1 日付で行った、後期高齢者医療保険料決定処分。

3. 処分があったことを知った日

2008 年 4 月 ( ) 日

4. 処分庁の教示の有無

教示はあった。内容「審査請求及び訴訟を提起できる」

5. 審査請求の趣旨

上記処分を取り消すとの裁決を出すこと

6. 審査請求の理由

(1)勝手に「後期高齢者」と呼んでほしくない。高齢者の尊厳を尊重しないことは憲法 13 条に違反するものである。

(2)75 歳という年齢で差別するのは、無差別平等原則を定めた憲法 14 条に違反する。

(3)年金から後期高齢者医療保険料を審査請求人の承認もなしに天引きするのは、おかしい。

(4)国連社会保障規約委員会は、日本政府に「最低保障年金制度の創設」を勧告しています。最低保障年金も創設しないで、生活保護基準以下の無年金及び低年金の人から保険料を徴収するのは、憲法違反である。

(5)08 年 4 月 15 日の年金は 08 年 2 月、3 月分の年金である。08 年 4 月、5 月分の後期高齢者医療保険料を 4 月 15 日の年金支給額から天引きするのは、不当である。

7. 口頭意見陳述の機会を求めます。

8. この審査請求については、以下の人を私の代理人にします。

住所

氏名 印

住所

氏名 印

審査請求人 \_\_\_\_\_ 印

## 後期高齢者医療制度保険料にかかわる審査請求書

1. 審査請求人氏名住所

氏名 ( ) 才

郵便番号 〒

住 所

電 話 ( ) -

被保険者番号

2. 審査請求に係る処分

県後期高齢者医療広域連合長が、2008年4月1日付で行った、後期高齢者医療保険料決定処分。

3. 処分があったことを知った日

2008年4月( )日

4. 処分庁の教示の有無

教示はあった。内容「審査請求及び訴訟を提起できる」

5. 審査請求の趣旨

上記処分を取り消すとの裁決を出すこと

6. 審査請求の理由

(1)勝手に「後期高齢者」と呼んでほしくない。高齢者の尊厳を尊重しないことは憲法 13 条に違反するものである。

(2)75 歳という年齢で差別するのは、無差別平等原則を定めた憲法 14 条に違反する。

(3)年金から後期高齢者医療保険料を審査請求人の承認もなしに天引きするのは、おかしい。

(4)国連社会保障規約委員会は、日本政府に「最低保障年金制度の創設」を勧告しています。最低保障年金も創設しないで、生活保護基準以下の無年金及び低年金の人から保険料を徴収するのは、憲法違反である。

(5)08年4月15日の年金は08年2月、3月分の年金である。08年4月、5月分の後期高齢者医療保険料を4月15日の年金支給額から天引きするのは、不当である。

7. 口頭意見陳述の機会を求めます。

8. この審査請求については、以下の人を私の代理人にします。

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印